

[新旧対照表]

改正後	改正前
<p>提案基準 5 産業廃棄物処理施設</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和<u>45</u>年法律第137号）第15条に規定する産業廃棄物処理施設で、次の各項のいずれかに該当し、所轄庁の許可が確実なもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの。2 建基法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可したもの。	<p>提案基準 5 産業廃棄物処理施設</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和<u>44</u>年法律第137号）第15条に規定する産業廃棄物処理施設で、次の各項のいずれかに該当し、所轄庁の許可が確実なもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの。2 建基法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可したもの。
<p>改正理由</p> <p>本提案基準の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の制定年月日の誤りを修正するものであります。</p>	